

受任書 ((公社)静岡市シルバー人材センター利用契約)

静岡市●区●町●-●
● ● ● ● 様

●●●●業務の委託に係る当センターのご利用について、以下のとおり受任いたします。

静岡市清水区浜田町4番4号
公益社団法人静岡市シルバー人材センター
理事長 ● ● ● ●

契約金額 (後記契約事項2)	契約条件等
●●●●業務	詳細は後記の契約事項によります 支払条件: 30日以内にお支払いください。 なお、振込手数料は、委託者様にご負担いただきます。
履行期間 (後記契約事項3)	履行場所等
令和●年●月●日から令和●年●月●日まで	静岡市●区●町●-●

【契約事項】

●● ●● (以下「発注者」という。)と公益社団法人静岡市シルバー人材センター (以下「当センター」という。)とは、発注者が当センターを通じてセンターの会員 (以下「会員」という。)に対して「●●●●業務」 (以下「本件会員業務」という。)を委託するに当たり、(公社)静岡市シルバー人材センター利用契約を締結します。

1. 会員への業務の委託について: 発注者は、(公社)静岡市シルバー人材センター利用規約 (以下「利用規約」という。)に定めるところにより、本件会員業務を実施する会員として当センターが選定した会員に対して、センターを通じて本件会員業務を委託します。
2. 業務の対価について: 本件会員業務に係るセンター業務委託料 (利用規約第5条第1項に規定するセンター業務委託料をいいます。)の額及び会員業務委託料 (利用規約第2条第2項の会員業務委託料をいう。)の合計額は、金●●●●, ●●●●円 (うち消費税●●, ●●●●円)とします。
3. 履行期間について: 上欄の「履行期間のとおりに」
4. 合意管轄について: 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟については、静岡簡易裁判所又は静岡地方裁判所を持って第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
5. その他について: 本受任書及び利用規約に記載のない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本契約書及び利用規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

(注) この受任書 (センター利用契約) は、「利用規約」及び「会員業務就業規約」 (以下「規約」という。)に基づきます。これらの規約は当センターをご利用いただく発注者の皆様が発注者の利用を通じて会員に業務を委託される場合における共通ルールを定めるものです。本受任書や利用規約等にご不明な点がある場合は、当センターまでお問い合わせください。